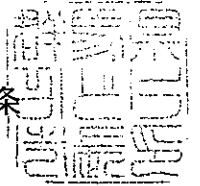


みどり市告示第 65 号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示（平成 24 年みどり市告示第 65 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 4 月 1 日

みどり市長 石 原 条



本文中「平成 24 年 4 月 1 日から施行する。」を「平成 28 年 4 月 1 日から施行する。」に改め、次に「群馬県的生活環境を保全する条例（平成 12 年群馬県条例第 50 号）第 6 条第 1 項及び群馬県的生活環境を保全する条例施行規則（平成 12 年群馬県規則第 109 号）別表第 14 の備考 5 の規定により、特定工場等において発生する騒音について規制する地域及び騒音規制基準を適用する区域の区分についても同様とする。」を加える。